

利 用 者 の た め に

本書は、農林水産省の統計組織で実施している青果物卸売市場調査のうち、月別調査の結果に基づき、全国の主要な青果物卸売市場及びJ A全農青果センターで取り扱った青果物の主要品目について、卸売数量、卸売価額を産地都道府県別に調査し、取りまとめたものである。

1 調査の目的

青果物卸売市場調査は、全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにすることにより、青果物の価格安定対策、生産出荷安定対策、流通改善対策等に資することを目的として実施する。

2 調査の根拠

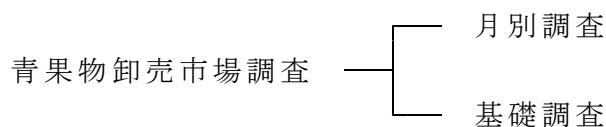
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の体系

調査の体系は以下のとおりである。



5 調査の範囲及び調査対象

(1) 調査範囲と調査の母集団

調査範囲は全国とし、調査の母集団は全国の青果物卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社及び全ての全農青果センターとする。

(2) 調査対象

調査対象は、次のアからウまでのいずれかの都市に所在する各条件に該当する青果物卸売会社及びエのJ A全農青果センターとする。

ア 中央卸売市場が開設されている都市

中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社

ただし、東京都及び大阪府については、都府内にある市内青果市場（中央卸売市場以外の卸売市場）に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に市内青果市場の年間取扱数量合計の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社についても調査対象とする。

イ 県庁が所在する都市（アを除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

ウ 人口20万人以上でかつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万トン以上の都市（ア及びイを除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

エ J A全農青果センター

全国農業協同組合連合会の全てのJ A全農青果センター（3ヵ所：埼玉県、神奈川県及び大阪府）

6 調査の期間

平成23年1月から12月までの1年間

7 調査事項

調査事項は、卸売数量及び卸売価額である。なお、その内数としての転送入荷品に係わるものも併せ調査した。

このうち、卸売数量、卸売価額に関しては、野菜については49品目を、果実については44品目・品種を調査した。

転送品の卸売数量に関しては、野菜については野菜計及び48品目を、果実については果実計及び34品目・品種を転送元市場ごとに調査した。

転送品の卸売価額に関しては、野菜計及び果実計のみを転送元市場ごとに調査した。

8 調査方法

調査は、以下のいずれかの方法により実施した。

- (1) 調査対象者が作成した調査票データをオンラインにより収集する自計調査の方法
- (2) 調査票の内容を収録した電磁的記録媒体を郵送配布・回収する自計調査の方法

ただし、調査対象で本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査した。

9 集計方法

- (1) 調査対象ごとの年計値の卸売数量及び卸売価額

月別調査の対象となっている調査対象について、卸売数量及び卸売価額ともに1～12月分の積上げ値として算出した。

- (2) 総数（全国計）の卸売数量及び卸売価額

「全国」の値については、平成22年に実施した基礎調査（5年ごとに実施）のシェア（全国値に占める主要都市の市場計の割合）を基に、平成23年の主要都市の市場計から推計した。

- (3) 都市別の卸売数量及び卸売価額

ア 都市別集計のうち、中央卸売市場については、卸売市場ごとに、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

イ 中央卸売市場の開設区域内における中央卸売市場以外の卸売市場については、「東京都内青果市場」及び「大阪府内青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

ウ 中央卸売市場の開設区域外における、卸売市場については、原則として都市名を冠した「〇〇市青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

また、公設地方卸売市場が開設され、その範囲が二つ以上の都市及び周辺市町村にわたる場合は、その公設市場名を冠し「〇〇青果市場」と呼称し、当該市場の卸売数量及び卸売価

額を積上げにより算出した。

(4) 転送品の卸売数量及び卸売価額

ア 主要都市の市場の卸売数量及び卸売価額について積上げにより算出し、J A全農青果センターの値は含んでいない。

イ 「主要都市における転送量」は、都市別の転送を受けた卸売数量を組替集計して、主要転送先市場（転送量100 t以上の市場）別に取りまとめた。

(5) J A全農青果センターの取りまとめ

全国及び主要都市の卸売数量、卸売価額及び卸売価格は、J A全農青果センターを除外した集計となっているため、参考として、同センターの卸売数量、卸売価額及び卸売価格を取りまとめた。

10 目標精度

この調査において、目標精度は設定していない。

11 用語の解説

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から販売の委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸売業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場であり、平成23年12月末現在開設されている中央卸売市場は、次の58市場となっている。

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、福島市、いわき市、宇都宮市、千葉市、船橋市、東京都（築地・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩）、横浜市（本場・南部）、川崎市、新潟市、金沢市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、姫路市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市（青果・東部・西部）、久留米市、長崎市、佐世保市、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

(2) J A全農青果センター

J A全農青果センターとは、全国農業協同組合連合会が消費都市及びその周辺地域において一定の施設を備え、継続的に生鮮食料品の集分荷、価格形成、決済等を行い、卸売市場に代替する機能を果たしているものをいう。

(3) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、生産者、集出荷団体又は集出荷業者から販売の委託又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で、「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量（転送量を含む。）であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算し

た数量である。

(5) 卸売価額

卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(6) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

(7) 転送量

転送量とは、一度卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

12 統計表の見方等

(1) 「調査結果の概要」及び統計表に掲載している数値は、四捨五入の関係で表上では一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した符号は、以下のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農畜産物卸売市場」、品目別分類の「野菜（市場・流通）」又は「果樹（市場・流通）」で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

また、本調査の結果については、別途刊行している『青果物産地別卸売統計』においても御覧いただけます。

(4) お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

電 話：(代表) 03-3502-8111 内線3713

(直通) 03-6744-2047

FAX：03-3502-3634